

## 一般廃棄物処理基本計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

柏崎市では、平成 28 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携してごみの減量及び資源化に取り組むことにより、1 人 1 日当たりのごみ排出量は一定程度減少しました。しかしながら、計画の目標達成には至っていません。今後、生活様式の変化や新たな課題に対応しつつ、更なるごみの減量及び資源化に取り組む必要があります。一方で庭の枝草の受け入れなど市民サービスを低下させない取り組みも必要です。今回、国の法制度や市の関連計画との整合を図りつつ計画を改定します。

改定にあたっては、令和元年 10 月施行の「食品ロス削減推進法」や令和 4 年 4 月施行の「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、食品ロスの削減やプラスチック資源の循環利用を一層推進します。特に、「食品ロス削減推進計画」を本計画に位置付け、一体的な取組を進めます。

また、老朽化が進む処理施設について、新ごみ処理場の整備や最終処分場の延命化を計画的に進め、資源循環型の施設運営を目指します。本計画では、これまでの成果と課題を踏まえ、市民、事業者、行政が一体となって持続可能な循環型社会の構築を図ります。

### 2 計画の位置付け

廃棄物処理法第 6 条第 1 項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と規定されています。

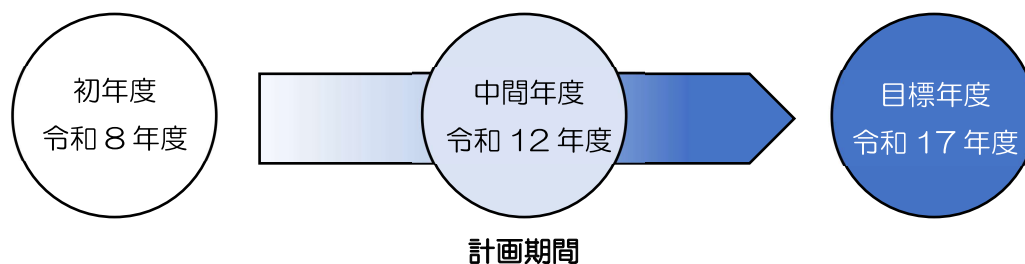
本計画の策定にあたっては、国及び県の廃棄物関連計画に加え、「柏崎市第六次総合計画」及び「柏崎市環境基本計画第 3 次計画」との整合を図り、一般廃棄物の処理に関する基本的な方針を定めます。

なお、本計画を実施するための具体的な施策については、毎年度策定するごみ処理実施計画において定めるものとします。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年度～令和 17 年度までの 10 年間とし、中間見直しを令和 12 年度とします。

なお、計画は 5 年後に見直すこととしますが、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には適宜見直しを行います。





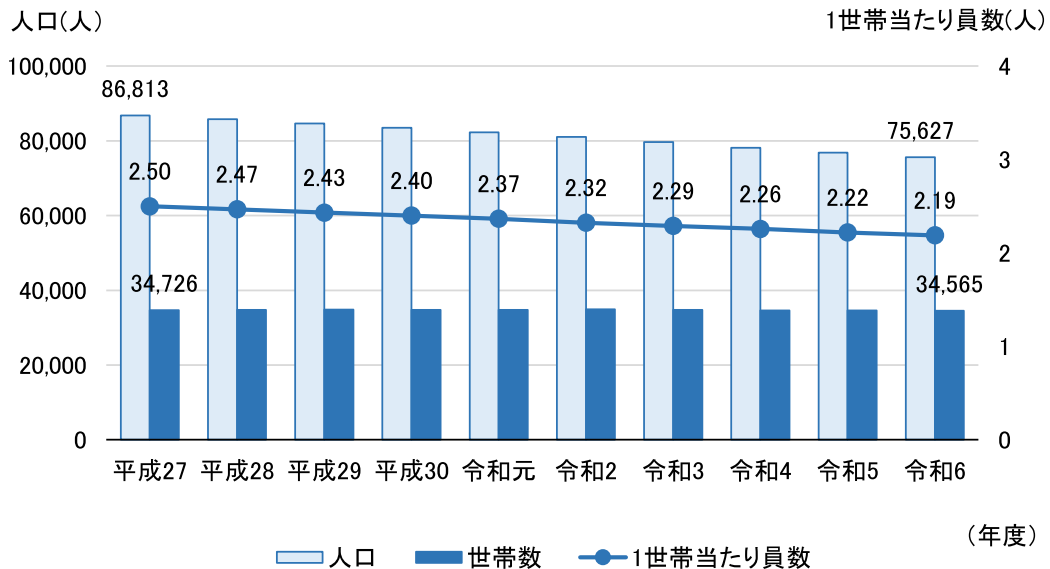
## 5 ごみ排出状況と目標達成状況

### (1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は依然として減少傾向が続いており、令和6年度末現在、75,627人となっています。世帯当たり人員も年々減少し、2.19人となっています。

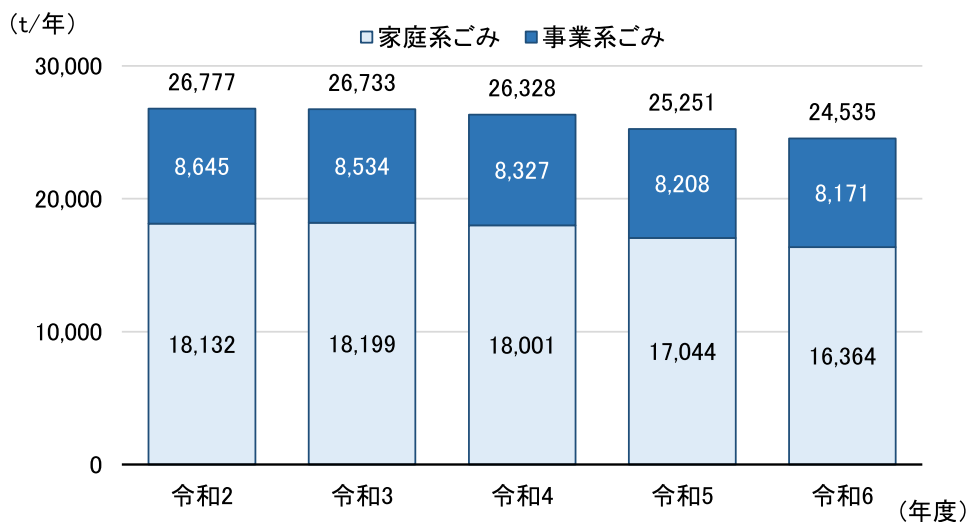
なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計\*によれば、次期計画期間の終期である令和17年度には、65,522人まで減少すると見込まれ、今後も人口減少が進むと考えられます。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」



### (2) ごみ排出量の推移

市全体のごみ排出量は減少傾向にあり、令和2年度から令和6年度にかけて、家庭系ごみは約10%減少、事業系ごみは約6%減少しています。主な要因は、人口減少と考えられ、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。

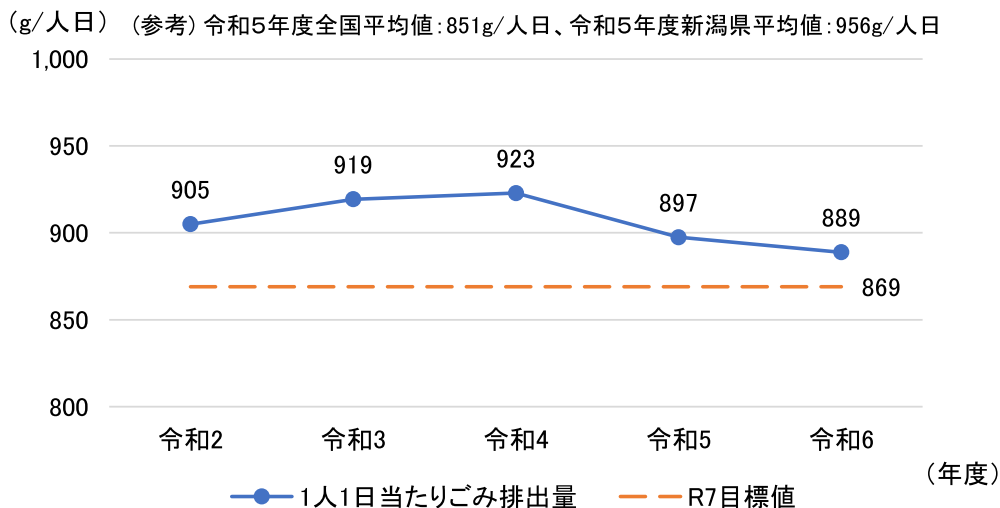


ごみ排出量の推移

### (3) 1人1日ごみ排出量の実績値と目標値との比較

1人1日ごみ排出量は、令和2年度から4年度にかけて増加しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策により外出が控えられ、在宅時間の増加や衛生用品の使用増加が影響したものと考えられます。コロナ禍収束後の令和5年度からは減少に転じていますが、これは、物価高による消費活動の停滞が背景にある可能性があります。

当初計画で設定した目標値は、未達成ではあるものの、徐々に減少傾向にあり、全国平均（851g/人日）と比較すると依然として多い一方で、新潟県平均（956g/人日）よりは少ない水準となっています。

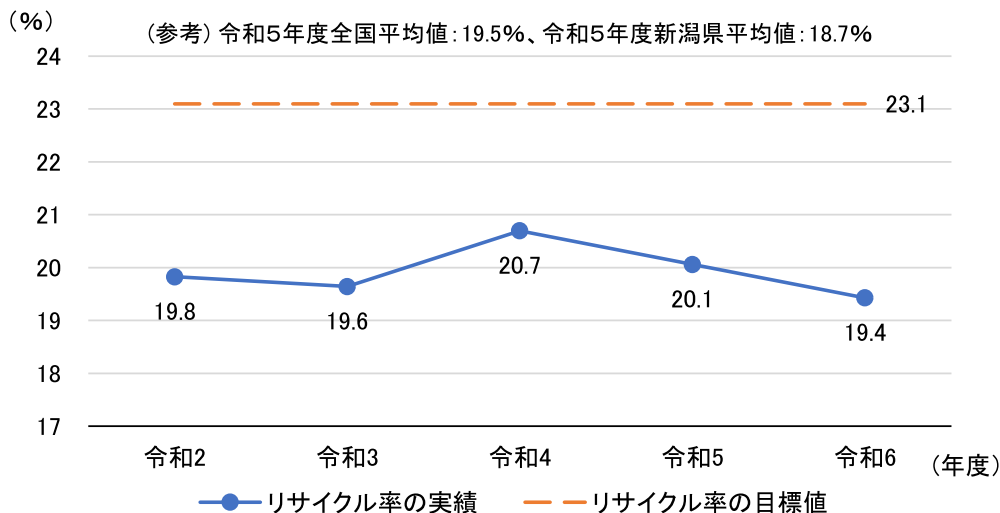


1人1日当たりごみ排出量の実績値と目標値

### (4) リサイクル率の実績値と目標値との比較

リサイクル率は令和4年度に20.7%となりましたが、その後は減少傾向にあり、当初計画で設定した目標値には達していません。資源物のうち、特に紙類の排出量が減り、デジタルメディアの普及による新聞・雑誌の発行部数の減少が大きな要因として考えられます。

なお、全国平均（19.5%）及び新潟県（18.7%）と比較すると、リサイクル率は令和5年度時点でこれらを上回っています。



リサイクル率の実績値と目標値

## 6 一般廃棄物処理計画の見直しのポイント

本市における一般廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、本計画の見直しにあたっては、以下の点を重点的に行います。

### 計画見直しの主なポイント

課題	内容
ごみ排出抑制	<p>ごみ排出量については、これまで減少傾向が続き、新潟県平均と比較して削減は一定の成果を上げています。しかし、1人1日当たりのごみ排出量は当初の目標を達成できておらず、全国平均と比べても依然として多い状況です。</p> <p>引き続き、ごみの発生抑制を強力に推進していく必要があります。</p>
水切りの励行、食品ロス削減	<p>水切りの励行や食品ロス削減が重要な課題です。令和2年度と比較して燃えるごみに含まれる水分量が多い状況が続いていますが、その多くは生ごみに由来しています。</p> <p>水切りの徹底とあわせて、食品ロス削減の取組を一層推進していくことが求められます。</p> <p><b>【燃えるごみに含まれる水分割合】</b> 41.5% (R2年度) ⇒ 47.6% (R3年度～R5年度平均値)</p>
プラスチックの資源化	<p>プラスチック資源循環法の施行を踏まえ、製品プラスチックの資源化も急務となっています。本市ではこれまでプラスチック製容器包装のみを収集してきましたが、製品プラスチックは可燃ごみとして焼却処理しています。今後は国の制度の趣旨を踏まえ、資源循環を促進する必要があります。</p>
ごみ焼却施設の整備	<p>クリーンセンターかしわざきごみ処理施設は平成4年4月に稼働を開始しました。施設の老朽化が進行し、令和11年度の新焼却施設の稼働を目指し、整備を進めています。</p>
し尿処理の効率化	<p>クリーンセンターかしわざきし尿処理場は平成8年3月に竣工しましたが、施設の老朽化が進行しています。</p> <p>そのため、し尿や浄化槽汚泥を下水道に投入し、終末処理場で共同処理する仕組みへと移行を図ります。</p>
最終処分場の延命化	<p>エコグリーン柏崎夏渡では、受入量が当初想定より少なく推移したことから、使用期間を令和20年度まで延長できる見込みですが、浸出水処理施設では老朽化が進んでおり、設備更新や改修による延命化が必要です。</p>
処理経費の抑制	<p>処理経費については、老朽化施設の補修や施設規模と実処理量の乖離による処理効率の低下から、1人当たり、1t当たりの処理経費はいずれも増加傾向にあります。</p> <p>新施設の稼働までの間は適切な修繕と運転管理により経費抑制を図るとともに、増加する経費については説明会などを通じて市民に丁寧に説明し、理解を得ながら進めていくことが重要です。</p> <p><b>【処理経費】</b> 1人当たり：11,262円/人(R2年度) ⇒ 14,695円/人(R5年度) 1t当たり：34,098円/t(R2年度) ⇒ 44,759円/t (R5年度)</p>

## 7 基本理念及び基本方針

本市では、これまで「市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない循環型社会の構築」を基本理念として取組を進めてきました。本計画ではこの理念の方向性を継承するとともに、「柏崎市環境基本計画第3次計画」に掲げる「自然と人の営みとの調和」という望ましい地域像を反映させました。

ごみの発生抑制や資源の有効活用の推進など日常生活や事業活動の中で環境負荷を減らす取組を通じて、自然環境と調和した持続可能な地域社会を実現するという、市全体の環境政策の方向性を共有する理念としています。

### 基本理念 自然との共生による、持続可能な暮らしの実現

#### 基本方針1 : 発生抑制と資源循環の推進

ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）の取組を進めることで、資源の有効活用と環境負荷の低減を図ります。食品ロスやプラスチックごみの削減、生ごみの減量化など、地域に身近な課題に対応しながら、循環型社会の形成を推進します。

#### 基本方針2 : 3Rに関する情報提供と意識啓発の充実

市民・事業者・行政が一体となって3Rを進めるためには、正しい知識と行動への理解が欠かせません。ごみの分別方法やリサイクルの仕組みなどに関する情報提供を充実させるとともに、世代や立場に応じた意識啓発や学習の機会を通じて、持続可能な暮らし方への意識醸成を図ります。

※3R：ごみの発生抑制・資源循環を進めるための基本的な考え方で、「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse：再使用）」「リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字をとったもの。ごみを減らし、資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指す取組の基本原則です。

#### 基本方針3 : ごみの適正処理と施設整備の推進

安全で確実なごみ処理体制を維持・強化するため、収集・運搬、中間処理、最終処分までを適正に実施します。新中間処理施設の整備や災害廃棄物対策、適正処理困難物への対応など、将来を見据えた施設整備と運用を進め、安定的な処理体制を確保します。

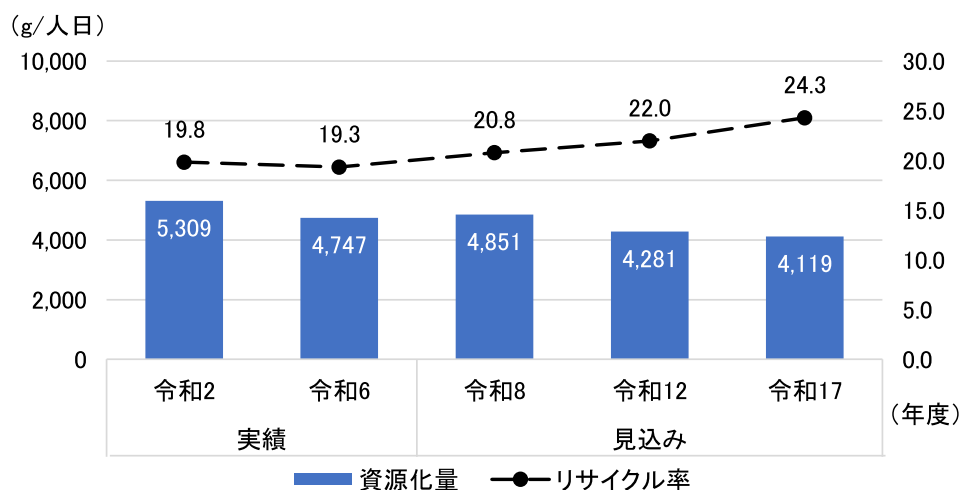
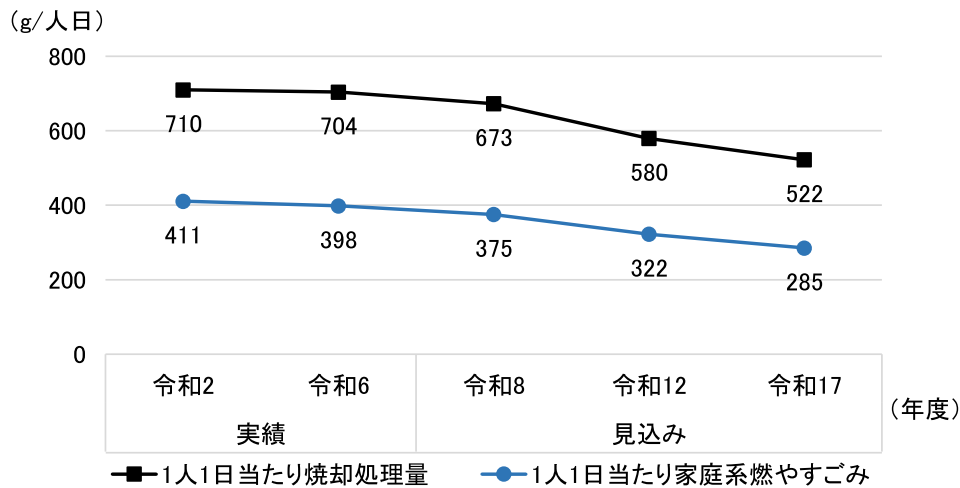
## 8 目標値の設定

現在、新ごみ処理施設場の整備を進めていることから、国の指標\*である1人1日当たりごみ焼却量を踏まえて新たな目標値を設定することとし、指標は「1人1日当たりごみ焼却量」「家庭系1人1日当たり燃やすごみ量」「事業系燃やすごみ量」「リサイクル率」とします。

\*国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）では、1人1日当たりごみ焼却量を令和12年度に580gとする目標が掲げられています。

目標値

	実績値		目標値		
	R2	R6	R8	R12	R17
1人1日ごみ焼却量 (g/人日)	710	704	673	580	522
家庭系1人1日当たり燃やすごみ量 (g/人日)	411	398	375	322	285
事業系燃やすごみ排出量 (t/年)	8,254	7,785	7,386	6,005	5,132
リサイクル率 (%)	19.8	19.3	20.8	22.0	24.3

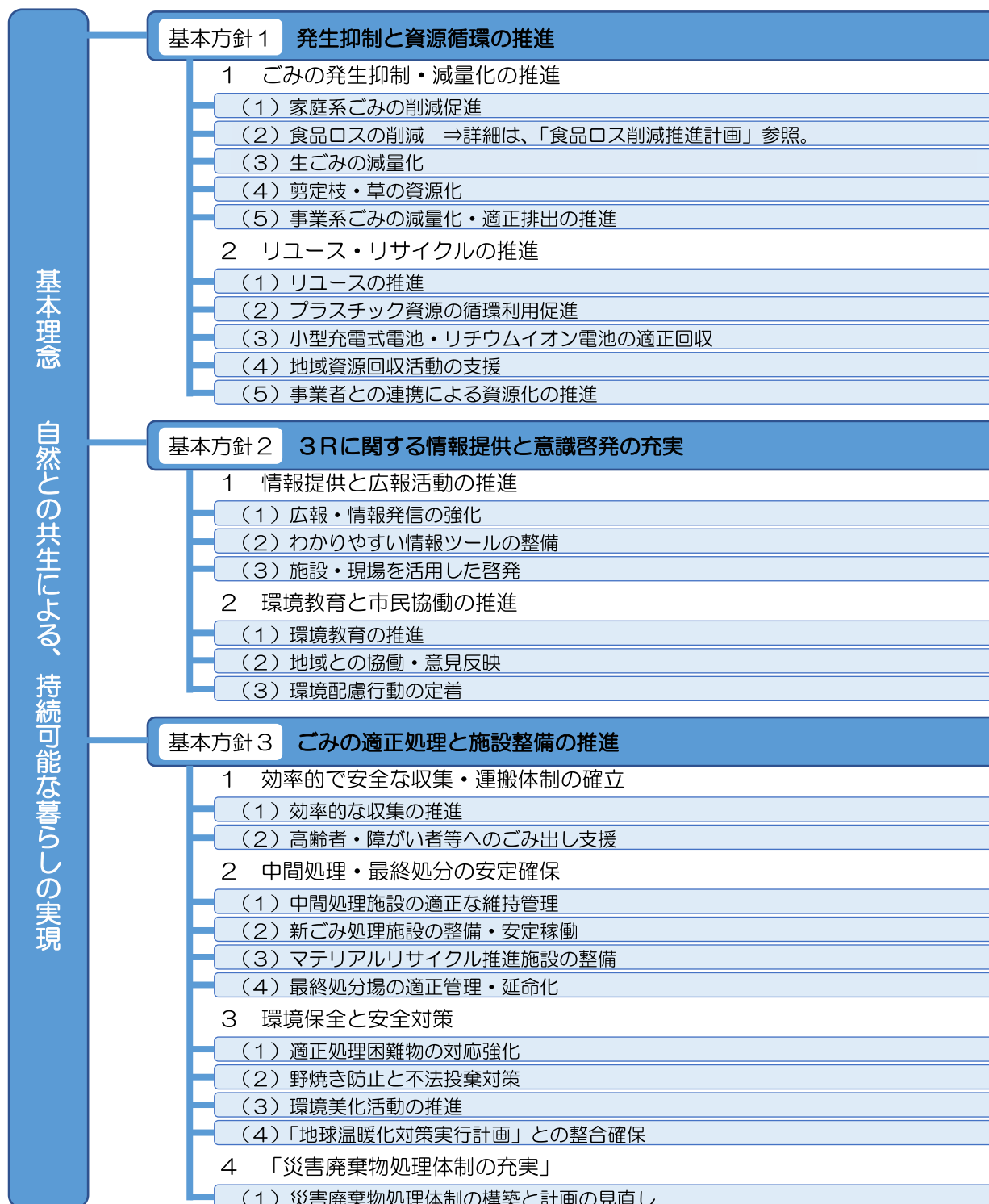


※令和9年度からは、製品プラスチックの資源化が新たに始まることにより、リサイクル対象となる品目が拡大します。一方で、新ごみ処理施設への移行に伴い、令和11年度からはこれまで堆肥化していた剪定枝を焼却処理に変更するため、資源化量が減少する見込みです。しかしながら、ごみの排出削減が進み、リサイクル率の算定における分母となるごみ総排出量が減少することから、全体としてリサイクル率は今後、増加傾向で推移すると見込まれます。

資源化量とリサイクル率

## 9 施策体系

本計画の施策体系は、以下のとおりです。

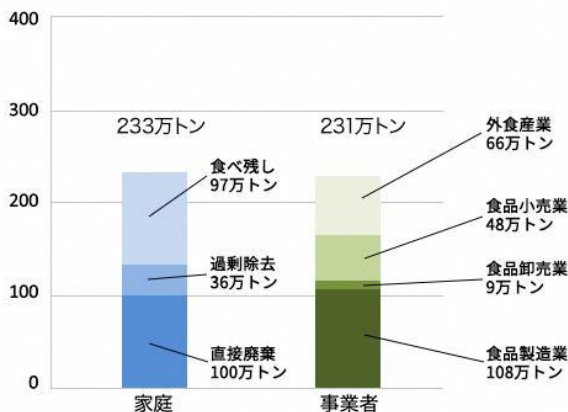


## 10 食品ロス削減推進計画

本来はまだ食べられるのにもかかわらず廃棄されてしまう「食品ロス」は、日本全体で令和5年度に約464万トン発生したと推計されています。食品ロスの削減は、環境負荷の軽減や、限りある資源の有効活用、さらには持続可能な循環型社会の実現に向けて、極めて重要な課題です。

食品ロスは、家庭での食べ残しや期限切れ食品の廃棄だけでなく、事業活動における仕入れ過多や販売期限管理など、日常のあらゆる場面で発生しています。こうした食品ロスを減らすためには、家庭・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を担い、連携して取り組むことが求められます。

「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を本計画に位置付けます。



出典：環境省 食品ポータルサイト

日本における食品ロス量（令和5年度）

### 【用語解説】

#### フードバンク：

まだ食べられるのにもかかわらず廃棄されてしまう食品を、企業や個人から寄贈として受け取り、福祉施設や生活困窮者など支援を必要とする人々に無償で提供する活動や団体のことです。食品ロスの削減と社会福祉の両面で重要な役割を担っています。

#### フードドライブ：

家庭などで余っている食品を住民が持ち寄り、行政や団体がとりまとめてフードバンク等に寄付する活動。地域ぐるみで食品ロスの削減や食の支援につなげる取組として広がっています。

### （1）本市の食品ロスの現状

本市でも、家庭から排出されるごみの中に、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」が多く含まれています。家庭系ごみの実績をもとに推計した結果、令和6年度には約1,559tの食品ロスが発生しているものと見込まれます。これは、市全体の家庭系ごみ量（約15,907トン）のうち、約10%に相当します。

#### 【食品ロス発生量の算定方法】

生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の平均割合：29.7%

食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合：33.0%

（内訳：直接廃棄 14.9%、過剰除去 4.6%、食べ残し 13.5%）

計算式：家庭系ごみ 15,907t（令和6年度実績）× 29.7% × 33.0%

＝ 食品ロス発生量 1,559t

出典：「令和5年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再利用の促進の取組に係る実態調査報告書」（令和6年3月 環境省）

### （2）食品ロス削減に向けた取組

食べきりや買いすぎ防止などの行動変容を促す啓発活動、事業者によるフードドライブ・フードバンクへの協力促進など、市民・事業者・行政が一体となった削減の取組を推進していきます。

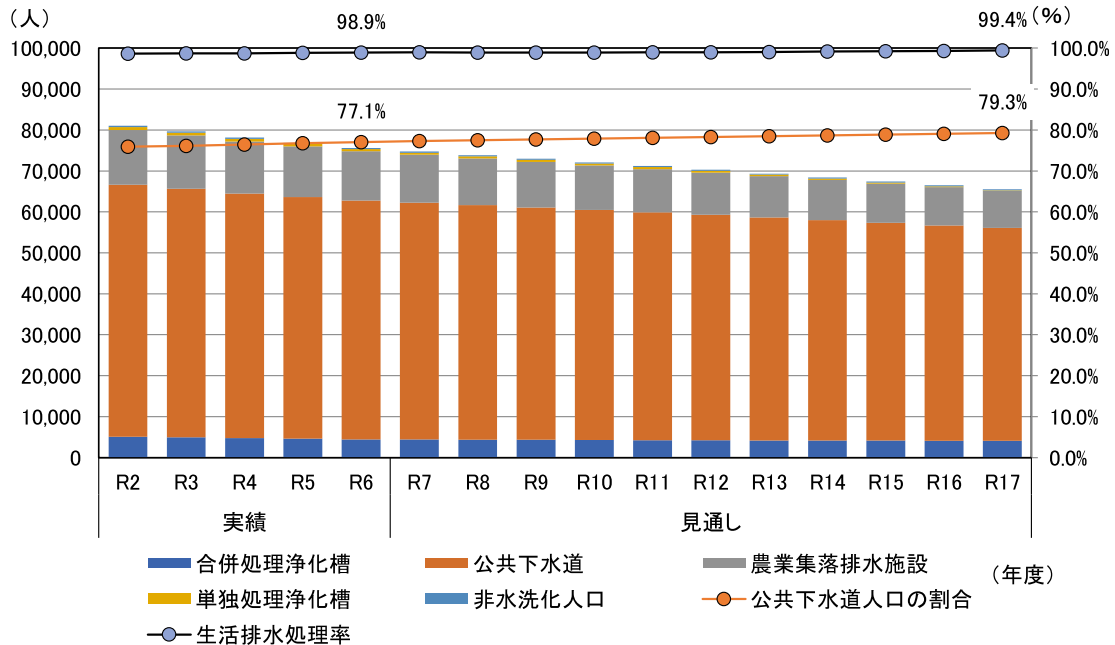
#### 【具体的な取組】

- 冷蔵庫内の定期的な確認の呼びかけ
- 教育総務課と連携した、学校給食時の食品ロス削減
- 福祉課と連携した、フードバンク団体の支援
- 食品ロスダイアリー調査による啓発
- 防災・原子力課と連携した、災害用緊急物資の食品ロス削減

## 11 生活排水処理計画

### (1) 処理形態別人口の将来見通し

今後、公共下水道及び農業集落排水施設への接続促進、合併処理浄化槽の普及を着実に進めることにより、令和17年度には生活排水処理率が99.4%に達する見込みです。



### 処理形態別人口の見通し

### (2) 基本方針

#### 基本方針1 : 施設の適切な維持管理と更新の推進

公共下水道及び農業集落排水施設は、面的整備が完了していることから、今後は老朽化した管渠や施設の更新を推進し、将来にわたって安定した機能を維持します。

#### 基本方針2 : 指導・啓発の推進

公共下水道や農業集落排水施設が整備された区域内においては、未接続世帯が速やかに接続できるよう、適切な指導・啓発を通じて、理解促進と接続率の向上を図ります。

#### 基本方針3 : 整備区域外での合併処理浄化槽の普及啓発

整備区域以外では、汲み取りや単独処理浄化槽を利用している世帯に対し、合併処理浄化槽への早期転換を促進するため、普及啓発の強化と補助制度の活用支援を進めます。

## 12 今後の予定

今後の計画策定のスケジュールは、以下のとおりです。

### 計画策定のスケジュール

令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月
●	素案修正、概要版作成			
	パブリックコメント		●	

※ごみ処理基本計画と並行して策定を進めている「循環型社会形成推進地域計画」については、11月に県へ提出予定。

● : 環境審議会